

職員の懲戒処分等について

1 懲戒処分等の処分量定内容

整理 番号	事案名	被処分者	年代	処分年月日	処分内容	処分の概要
1	町事業に係る不適切事務について	課長級	50代	令和7年7月22日	訓告処分	部下職員に対する指導監督不適正
2		課長級	50代	令和7年7月22日	文書注意	部下職員に対する指導監督不適正
3		係長級	40代	令和7年7月22日	懲戒処分 戒告	未契約無断発注事案に伴う不適切行為の追認及び対応 信用失墜行為

2 再発防止策

本日付で、綱紀保持のため事務処理の適正化と法令遵守について通知した。これまで機会あるごとに注意喚起を促してきたところだが、今般、過去に執り行われた重大な不適切な事務処理事件及び法令に抵触する事案等が確認されたため、これに関わった職員に対し懲戒処分等を行った。このことは、公務の運営に支障をきたし、町民からの信用を失墜する行為であることから、職員一人ひとりが自覚を持ち、適正な事務処理に努めるとともに、法令遵守を当然に心がけ、組織としての管理体制をより一層強化すること。

(1) 組織としての管理・確認体制の強化

組織的な管理と相互確認の体制を強化し、不適正な事務処理の防止に努めること。上司からの指示、同僚からの依頼であっても、必ず、適正な事務処理や対応であるかを自ら確認し対応すること。また、疑問がある際は、他部署の同僚、上司に相談すること。

(2) コンプライアンスの意識向上

法令を遵守する服務義務を再確認し、公務員としてコンプライアンスに対する意識向上を図ること。

(3) 知識の充実

職務にあたる知識の充実を図るため、根拠となる法令及びマニュアル等を再確認するとともに、自己研鑽に励むこと。

(4) 公務員としての自覚堅持

町職員として、町民のために職責を果たすことの自覚を持ち、日々の職務を遂行すること